

木津川市防犯カメラレンタル業務仕様書

第1章 総則

1. 本業務の範囲

(1) 納品機器

内 容	数 量	備 考
ネットワーク型防犯カメラ及び付属設備	63台	・PCからインターネット回線を通じて、防犯カメラの稼働状況やデータ抽出等の情報を取得できること ・カメラと記録媒体一体とすること ※SDカードでも対応できること
記録媒体	必要数	SDカード又はSSD対応可のもの（SDカード及びSSDが対応するものも可）
表示板	63枚	防犯カメラ1台につき1枚

(2) 設置場所

木津川市内63か所（電柱等62台、上人ヶ平遺跡公園内照明ポール1台）

(3) 通信環境の整備と通信サービス等の提供

PCから防犯カメラの稼働状況やデータ抽出等の情報を取得することができるようインターネット通信環境の整備を行うとともに、防犯カメラの設置完了後、通信サービス等の提供を行うこと。

(4) 保証、保守管理・点検

防犯カメラ及び付帯設備（記録装置、電源設備、通信機器、配線、取付金具）の全ての機器について、5年間の保証を行うとともに、トラブル対応等の保守管理・点検を行うこと。【第5章2. 保証及び保守について】

4. 提出書類

(1) 着手届、工事完了届、業務完了届

詳細は、6ページ参照

(2) 各種届出に関する留意事項

- ①本業務に関する提出書類のサイズは全てA4 縦・A3(A4 綴じ)を標準とする。
- ②契約締結後の提出書類については、全て2部の提出（1部は本市が確認を行った後、受注者の控えとして返却を行う）とし、完成図書については、併せて電子データ（CD-R 1枚）を提出すること。
- ③電子データの提出規格については、下記のとおりとする。

- ・文書 WORD(.docx)
- ・表計算 EXCEL(.xlsx)
- ・イメージ Acrobat(.pdf)
- ・画像データ (.jpg)

5. 一括委託の禁止

本市は、受注者が本業務においては、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその委任又は請負の内容を明らかにした書面により本市の承諾を受けたときは、この限りではない。

6. 防犯カメラ設置工事の一時中止

本業務の仕様書内容に反して業務を続行した場合、及び、本市の担当者が事故防止上危険と判断した場合には、防犯カメラ設置工事（以下「工事」という。）の一時中止を命ずることができる。

7. 損害賠償及び補償

本業務において、万一注意義務を怠ったことにより、人や設備等に損傷を与えたときは、直ちに本市担当者に報告し協議の上、速やかに原形に復旧し、受注者がその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

8. 秘匿義務

本仕様書のほか、本業務に関する関係図書及び図面等による機器名称・機器設置場所・固有番号・IPアドレス等、業務により得られた情報の秘匿義務を負うものとする。

9. 協議

本業務において、協議を必要とする場合には、あらかじめ本市との調整を行い、協議完了後速やかに議事録を提出し、協議した内容について確認を得ること。

10. 疑義

本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じた場合は本市の担当者と協議を行うものとする。また、業務の実施上当然必要な事項は、本市の担当者に従って、受注者の負担により施工すること。

11. 履行期間

機器設置：契約締結の翌日から令和8年2月末まで

通信サービス等の提供：機器の設置当日から契約満了日まで

※ただし、各年度の契約金額に含まれる通信サービス等の利用料は、当該年度期間分とする。

第2章 機器の機能要件

1. ネットワーク型防犯カメラ

(1) 防犯カメラ

防犯カメラは電柱やポール等に設置し、状況を把握するための映像を取得する機器で、屋外設置可能なハウジング一体型のドーム構造であること。また、市役所本庁舎に設置するPCからインターネット回線を通じて、防犯カメラの死活監視や異常確認ができること。

※故障時に迅速な対応が必要であることから、防犯カメラは、製造拠点及び修理拠点が国内ある製品に限る。

区分	品目	仕様等	
カメラ本体	カメラ部	有効画素数	1920（水平）×1080（垂直）相当以上であること。（200万画素以上であれば可）
		最低被写体照度	デイナイト機能を有し、カラー0.05Lx以上であり、赤外線投射時は0.00Lxで、赤外線照射距離が30mであること。
		フリッカー防止機能	フリッカー（ちらつき）を防止する機能を有すること。
		アイリス（絞り）機能	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正を行う機能を有すること。
	レンズ部	画角	広角最大時、水平100°以上、垂直50°以上であること。また、画角を調整する機能を有すること。
	ハウジング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状、色であること。屋外設置可能なハウジング一体型のドーム型で、防水・防塵対策となるものとする。
		防塵防水性	IP66以上であること。
		塗色	事前に承認を得ること。
映像無線伝送装置	無線及び記録媒体で映像を専用端末（ノートPC）に伝送可能なもの。周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、2.4GHz帯と5.6GHz帯の両方に対応するものとし、5.6GHz帯を基本とするが、設置環境によって、いずれの周波数帯を用いるかについて別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。		

区分	品目	仕様等	
映像記録装置	カメラ内蔵メモリ	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準画質において、毎秒10枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、10日以上の記録ができる容量を有すること。
	記録方式	画像解像度	1920(水平)×1080(垂直)以上に対応すること。
		圧縮方式	H.264、H.265 対応すること。
	通知機能	機器異常時	故障等により録画が停止した等異常が生じた場合にはカメラ本体でのランプ表示等により視認できる機能及びインターネット回線により確認できる機能を有すること。
その他	時刻自動補正機能	GPS等による標準時刻に同期して記録する機能を有すること。	
	撮影日時表示	録画映像の再生時(コピー後の映像を含む)に撮影日時が表示される機能を有すること。	
	プライバシー保護機能	市民のプライバシーを保護するためのマスキング機能で、撮影画像内の一定エリアのマスキングを、防犯カメラ1台毎に5か所以上を任意に指定できること。	
	カメラの外寸	電柱等支持物所有者の設置規則や基準等に準拠する寸法とすること(付属物がある場合は、それも含めて範囲内とすること)。	
	雷、停電、耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> ・各機器の電気供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。 ・停電からの復旧時には、防犯カメラ機器が停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。 ・設置機器については、十分な耐震対策を講じること。 	
	優良防犯機器認定制度	防犯カメラは、(公社)日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度(RBSS制度)に適合した機器を使用すること。	

(2) 通信機器及び通信回線

- ・通信機器は防犯カメラに内蔵すること。
- ・通信回線は無線又は光ケーブル等の有線によりインターネット回線に接続可能な方式にすること。

(3) 無線LANによる映像伝送装置

伝 送 機 能	映像データをPC (Windows 10、11 に対応) へ直接伝送できる機能を有すること。
形 状 ・ 構 造 等	映像伝送装置はハウジング内に収納されていること。
セ キ ュ リ テ ィ	パスワード設定機能を有すること。
P C ソ フ ト	PCへの映像データの伝送やPCでの映像データの閲覧に必要な専用ソフトについて、本市が指示するPCにインストールすること。

(4) アプリケーションソフトウェア

PCには、防犯カメラを管理するため、以下の機能を有したソフトウェアをインストールすること。

- ・木津川市内の地図上に防犯カメラの位置が表示され、拡大・縮小、スクロールが容易にできること。
- ・地図上に表示された防犯カメラの位置情報、録画等稼働状況が確認できる。
- ・地図上に表示された防犯カメラは、一覧表に切り替えて確認ができる。

2. 表示板

- ・防犯カメラ設置場所1か所につき1枚表示板を設置すること。
- ・表示板の材質、形状、寸法、色及び告知内容等については、本市と協議すること。
- ・既設の表示板がある場合は、それを撤去し、新しい表示板と交換すること。撤去した表示板は、受注者の負担で処分すること。
- ・設置した表示板が破損した場合は、それを撤去し、新しい表示板と交換すること。
- ・安全性や耐久性の観点から、プラスチック製や木製表示板は認めないものとする。

第3章 本業務の提出書類に関する事項

1. 着手届

受注者は、契約締結後、速やかに着手届及び次の書類を併せて提出すること。なお、変更が生じた場合は、速やかに本市の担当者に報告すること。

(1) 業務計画書

- ①受注者は、本業務の遂行に必要な業務計画書（業務概要、施工体制、緊急連絡表（夜間、休日を含む）、作業工程表等）を提出すること。
- ②作業工程表には、準備、作業箇所、作業従事者、書類整理など、業務完了までの詳細を明確に記載すること。
- ③道路使用を伴う場合、関係機関との調整を十分に行い、次の許可関係書類の写しを本市に提出すること。
 - ・道路占用許可証 一式
 - ・道路使用許可書 一式
- ④事故防止のため、安全管理に関する事項を業務計画書に記載すること。

(2) 業務責任者届

- ①受注者は、本業務の従事者の中から着手から完了まで現場管理を総括する業務責任者を選定し、その者の氏名を記載した届出書を提出すること。
- ②業務責任者は、本業務の履行に関し従事者を総括するとともに、本仕様書の目的及び内容を十分理解し、職務を遂行すること。
- ③業務責任者は、履行期間中の変更を原則行わない。

(3) 作業従事者名簿

受注者は、本業務に従事する者を選任し、その従事者の氏名を記載した名簿を提出すること。従事者の配置に当たっては次の事項を遵守すること。

- ①受注者は、必要な技術（資格）及び経験を有する現場代理人を選定し、所定の業務に従事させること（業務責任者と兼務可）。
- ②受注者は、本業務の公共的使命重大性を踏まえ、適正な業務の進捗を図るため、十分な人員を配置すること。
- ③受注者は、善良かつ秩序ある従事者を選任し、熟練を要する作業については、相応の経験を有する者を配置すること。
- ④従事者の中で業務の履行に著しく不相当と認められる者がある場合は、本市はその理由を明示の上、変更を求めることができる。
- ⑤受注者は、前項の変更要求を受けた場合、適切に対応し、その結果を文書で報告すること。
- ⑥受注者は、従事者を変更する場合は、事前に文書で本市に通知すること。
- ⑦従事者（警備員、再委託業者を含む）の資格証明等については、写しを本市に提出すること。

(4) お知らせ文書

- ①交通規制、騒音等により付近住民への影響が想定される場合、受注者は該当する地域を対象としたお知らせ文書を作成すること。
- ②お知らせ文書は、本市と協議の上、業務の概要、実施期間、連絡先等を明確に記載すること。

2. 工事完了届

受注者は、防犯カメラ及び付属設備、記録媒体、表示板の設置の完了報告として、設置完了後、速やかに機器設置期間内に完成図書を本市に提出し、完了検査を受けること。なお、完成図書類の表紙書式は、下記のとおりとする。

<p>提出書類及び提出部数</p>	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務計画書の写し ②作業位置図 ③作業実施工程表 ④日報（業務日報・警備日報） ⑤施工作業記録写真 ⑥施工図面 ⑦納品機器に関する仕様書、説明書、保証書等 ⑧施工通知の写し <p>※掘削を伴う工事を行う場合は、事前に地下埋設物を調査し、上下水道、関西電力送配電、N T T等関係機関と協議の上、施工通知を行い、その写しを提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨防犯カメラの映像写真 ⑩電気使用申込書等の電気料金契約書 ⑪通信サービス等利用契約書 ⑫保守体制に関する書類 <p>※完成図書の先頭に目次を添付すること。</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～⑫ 正本1部、副本1部（ファイルA4に綴じること）
<p>施工作業記録写真</p>	<p>記録写真は、事前調査、作業状況、安全対策（交通整理員配置等）の状況を含め、以下の方法で撮影し、紙媒体及び電子データにより提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各作業箇所の状態を背景に入れて撮影すること。 ②電柱引込箇所については、電柱やポール全景と機器収納BOXまでの引込状況が分かる写真を撮影すること。 <p>また、電柱ごとに引込前・引込後の全景・対象箇所・電柱番号を撮影し、引込ケーブルの位置を矢印等で明示す</p>

	<p>ること。撮影時には、他の共架線との離隔幅が分かるようケーブルが重ならないように撮影すること。</p> <p>③各作業箇所の作業前及び作業後の状況を詳細に撮影すること。</p> <p>④写真には業務名、作業内容、場所、年月日その他必要事項を記載した黒板を入れて撮影すること。</p> <p>⑤撮影写真はL判サイズとし、A4版の業務用写真綴りに整理すること。</p>
--	--

3. 業務完了届

受注者は、本業務の完了報告として、業務終了後速やかに、履行期間内に業務完了届を本市に提出し、完了検査を受けること。

第4章 設置に関する事項

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項についても関係法令を遵守すること。必要な資格を有する場合は、契約時に資格証明書の写しを提出すること。
- (2) 受注者は、工事日時、工事時間、工事方法等について、本市担当者と十分に協議すること。
- (3) 防犯カメラの設置に必要な関係官公署（関西電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社等を含む）への各種手続（協議を含む）は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。これに要する費用及び必要書類の作成は全て受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、契約締結後、速やかに道路使用許可申請書等必要な手続きを行ないその許可を取得すること。施工に当たっては、当該許可条件を遵守すること。
- (5) 受注者は、当日の工事箇所を事前に本市担当者へ連絡し、工事完了時にも報告すること。また、苦情処理等の対応については、平日、休日、祝日、夜間を問わず、現場に1時間以内に到着できる体制を整備すること。
- (6) 受注者は、工事实施にあたり労働安全衛生関係法令等を遵守し、危険防止及び公害防止に万全を期すること。
- (7) 受注者は、工事現場付近に工事看板等の保安施設を必ず設置するとともに、必要に応じて交通整理員を配置し、一般車両及び歩行者等を安全に誘導すること。
- (8) 受注者は、工事に際し、地元住民等に迷惑が及ばぬよう、騒音、振動等の防止に努めること。
- (9) 受注者は、工事終了後、速やかに使用機器及び、仮設物等を搬出し、工事場所を清掃すること。
- (10) 既存の防犯カメラ及び付帯設備、不要となった既存表示板、設置柱の資材、撤去品、残土等については、法令に従い、受注者の負担で適切に処分すること。この場合、マニフェスト伝票を本市に提出し、確認を受けること。
- (11) 撤去する防犯カメラ42台の記録媒体（SDカード）は、全て本市に返却すること。

2. 安全管理

- (1) 保安設備の設置及び現場管理
 - ① 工事中の保安設備の配置は安全施設標準図に準拠するとともに、現場環境に適した十分な設備を設置すること。【図①参照】
 - ② 交通安全確保のため、交通整理員を適切に配置し、歩行者等を安全に誘

導すること。

- ③現場内の整理整頓及び管理には細心の注意を払うこと。
- ④調査・工事中は気象情報に十分注意を払い、豪雨や地震等の災害が発生した場合に、直ちに対応できる体制を整えておくこと。
- ⑤事故防止のため、安全管理に関する事項を業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

(2) 作業従事者の安全管理

- ①工事に使用する機械器具は常に点検・整備し、完全な状態で使用すること。
- ②万一事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、緊急連絡体制に従い直ちに本市担当者及び関係官公署に報告すること。
- ③受注者は、従事者に対し、定期的に安全教育を実施し、安全意識の向上を図ること。
- ④受注者は、作業中における安全確保を最優先とし、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を講じること。

3. 災害防止策

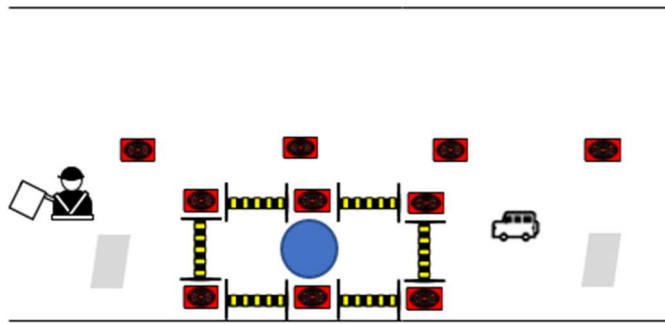
(1) 労働災害防止

- ①現場の作業環境は常に良好に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、従事者の安全を確保すること。
- ②資格を必要とする機械を取り扱う場合は、必ず有資格者が行うこと。

(2) 公衆災害防止

- ①工事施工・調査に当たり、現場周辺の居住者及び通行人等の安全確保並びに交通の円滑な処理に努め、十分な保安対策を講ずること。
- ②工事区域内には、本業務名及び作業内容を明示した標識を設置すること。【図②参照】
- ③工事・調査区域内には交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行を安全に誘導すること。
- ④交通誘導及び保安対策については、本仕様書に定めるほか、関係官公署の助言に従い適切に実施すること。
- ⑤前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分に協議の上定め、その結果を本市担当者に報告すること。

【図①】



	電柱等設置箇所
	カラーコーン
	コーンバー
	警備員
	工事車両
	工事看板

【図②】

作 業 中

まご大 い防
す。協変 ま犯
。力ご す。カ
の迷。メ
ほ惑。ラ
どをお置
よお工
ろか事
しけを
くし実
おま施
願すい
いが、
し。て

期 間 : 自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

工事時間: 〇〇時~〇〇時

業 務 名: 木津川市防犯カメラレンタル業務

発 注 者: 木津川市総務課

受 注 者: 〇〇〇〇
電話番号

4. その他（設置に関する留意事項）

- ①電柱への設置については、支持物所有者の設置規則及び基準等に準拠して施工すること。なお、事前調査・協議及び申請に係る費用は、全て施工費に含むものとする。
- ②電気料金については、施工時に電力会社と木津川市が契約できるよう、受注者が契約事務の代行を行うこと。契約名義等に関する手続について

- は、事前に本市と協議を行うこと。
- ③設置場所については、導入機器の通信環境及び無線環境が十分整備されているか事前に調査を行うこと。
 - ④防犯カメラの設置に当たっては、本市立会いのもと、画角調整及びマスキング処理等について、協議を行い、実施すること。
 - ⑤設置完了後は、人物、カラー、文字、数字の映像品質について確認診断を行うとともに、画角調整及び試験を完了した上で、本市と録画設定の確認を行うこと。
 - ⑥防犯カメラ設置1か所につき、カメラ本体付近に耐久性を考慮した表示板を1枚設置すること。表示板の記載内容、素材等については、本市と事前協議の上決定し、具体的な設置場所についても、本市立会いのもと、協議して決定すること。
 - ⑦レンタル期間終了後のカメラ撤去は、受注者が行い、その費用は受注者の負担とすること。
 - ⑧新規設置する防犯カメラ21台のうち20台は、電柱に設置し、残りの1台は、別紙「木津南地区上人ヶ平遺跡公園防犯カメラ設置工事電気平面図」に基づき、既設地中電線路に配線し、既設公園照明灯柱に設置すること。

第5章 契約形態に関する事項

1. 契約形態

本契約において、防犯カメラ及び付帯設備等の機器はレンタル契約とし、設置工事費、通信料、ソフトウェア使用料、表示板製作費及び設置費、防犯カメラ及び付属設備の保証料、保守管理費及び点検費用を含むものとする。

2. 保証及び保守について

(1) 保証（5年間）

受注者は、防犯カメラ63台及び付帯設備の全機器について、納入完了日から5年間の保証を行うものとし、当該期間中に故障や破損が発生した場合は、その期間内において年4回、製品を無償で修理又は交換すること。

(2) 保守（5年間）

- ①前号の修理又は交換に要する費用（技術工料、部品代、出張費、車両費、工具費等）は、全て受注者の負担とすること。
- ②保守性を確保するため、設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理可能であること。
- ③全機器及びネットワークに関するサポート窓口を市役所開庁日の午前9時から午後5時まで設置すること。
- ④カメラ異常や通信異常等のトラブルが発生した場合は、24時間以内に現地確認を行うなど迅速な対応を講じること。
- ⑤設置機器及びソフトウェアについて、OSの変更に伴う保守及び改修に必要な情報を事前に本市に提供すること。

(3) 点検（5年間）

設置後から契約期間満了までの間、本市が指示する時期に、各年度1回、次の項目について点検すること。

- ①取付状況
- ②日時
- ③防犯カメラ映像の正常確認
- ④清掃の点検業務

(4) その他

保守体制の詳細については提案書に記載すること。

3. 通信サービス等

防犯カメラ設置後は、速やかに通信サービス等の提供を行うこと。